

山梨県公報

号外第七十五号

平成十八年

十二月二十二日

金 曜 日

目 次

規 則

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	一
山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則	一〇
山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の施行期日を定める規則	一四
山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	一四
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一四
山梨県の執務時間に関する規則の一部を改正する規則	一八
山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	一八
山梨県立大学学則の一部を改正する規則	一八
山梨県消防賞じゅつ金条例施行規則の一部を改正する規則	一九
山梨県行政組織規則の一部を改正する規則	一九
山梨県立看護大学短期大学部学則及び山梨県立看護大学学則の一部を改正する規則	二〇
山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	二〇
教育委員会	二一
山梨県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則	二一

規 則

山梨県規則第五十七号

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省令・厚生労働省令第三号。以下「省令」という。)、及び山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年山梨県条例第六十二号。以下「条例」という。)(の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書)

第二条 法第四条第一項の申請書は、認定こども園認定申請書(第一号様式)のとおりとする。

(認定の有効期間等)

第三条 法第五条第一項の有効期間は、五年とする。

2 法第五条第二項の申請書は、認定こども園認定更新申請書(第二号様式)のとおりとする。

(変更の届出等)

第四条 法第七条第一項の規定による届出は、認定こども園変更届出書(第三号様式)により行わなければならない。

2 省令第六条第一号の知事が定める数は、法第四条第一項第四号に規定する子どもの数に十分の一を乗じて得た数とする。

(報告の徴収等)

第五条 法第八条第一項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書(第四号様式)により行わなければならない。

2 省令第七条の知事の定める日は、五月三十一日とする。

3 省令第七条第二号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員の配置に関する事。
- 二 職員の資格に関する事。
- 三 施設設備に関する事。
- 四 教育及び保育の内容に関する事。
- 五 保育者の資質向上に関する事。
- 六 子育て支援に関する事。
- 七 管理運営等に関する事。

4 省令第七条第三号の知事が定める事項は、認定こども園の利用料に関する事とする

る。

(食事の外部搬入の要件)

第六条 条例第五条第七項の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 子どもに対する食事の提供の責任が認定こども園にあり、その長が衛生、栄養等
に
関し業務上必要な注意を果たし得る体制が整備され、かつ、調理業務を受託する
者との間で適切な契約が締結されていること。
- 二 認定こども園、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立について
栄養指導を受けること。
- 三 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認
識し、衛生上、栄養管理上等の観点から調理業務を適切に遂行できる能力を有する
者とする。
- 四 子ども
の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、個々の子ども
の体
質への配慮、必要な栄養素の量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に
適
切に応じることができること。
- 五 子ども
の心身の成長過程に応じ食に
関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計
画を作成し、それに基づき食事を提供すること。

(認定の辞退)

第七条 認定こども園の設置者は、認定を辞退しようとするときは、認定こども園認定
辞退届(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項(第2項)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定こども園の名称						
認定こども園の長となるべき者の氏名						
認定を受けようとする施設	名称				施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	所在地					
	電話番号					
	名称				施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	所在地					
	電話番号					
保育を行う子どもの数	区分	3歳未満	3歳以上	小計	合計	人
	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児	人	人	人		
	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子ども	人	人	人		

教育及び保育の目標並びにこれらの主な内容	(教育及び保育の目標及び理念)			
	(教育及び保育の内容の概要)			
	年間開園日数	日		
	開園時間	平日	: ~ :	(時間)
		土曜日	: ~ :	(時間)
		日曜日・祝日	: ~ :	(時間)
その他				
休園日				
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの				

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- 5 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営体制に関する書類
- 9 その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定更新申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認定こども園の名称		
認定こども園の長の氏名		
認定こども園を構成する施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
更新前の有効期間		年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項の規定により、同法第4条第1項各号に掲げる事項等を変更したいので、次のとおり届け出ます。

認定こども園の名称		
認定こども園の長の氏名		
変更事項	変更前	変更後
変更予定年月日	年 月 日	
変更理由		

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
認定こども園を構成する施設	名称				施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	所在地					
	電話番号					
	名称				施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	所在地					
	電話番号					
保育を行う子どもの数	区分	3歳未満	3歳以上	小計	合計	人
	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児	人	人	人		
	児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子ども	人	人	人		

教育及び保育の目標並びにこれらの主な内容	(教育及び保育の目標及び理念)			
	(教育及び保育の内容の概要)			
	年間開園日数	日		
	開園時間	平日	: ~ :	(時間)
		土曜日	: ~ :	(時間)
		日曜日・祝日	: ~ :	(時間)
その他				
休園日				
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの				

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- 5 教育及び保育の実施状況に関する書類
- 6 教育及び保育に従事する職員の研修の実施状況に関する書類
- 7 子育て支援事業の実施状況に関する書類
- 8 管理運営体制に関する書類
- 9 利用料に関する書類
- 10 その他知事が必要と認める書類

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定辞退届

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定こども園の名称			
認定こども園の長の氏名			
認定こども園を構成する施設	名称	施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	所在地		
	電話番号		
	名称	施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	所在地		
	電話番号		
辞退の理由			
施設を休止又は廃止する場合は、その予定年月日		年 月 日	

山梨県規則第五十八号

山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成十八年山梨県条例第六十三号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定期病状報告書)

第二条 条例第二条の規定による報告は、任意入院者の定期病状報告書(別記様式)により行わなければならない。

(報告の時期)

第三条 条例第二条の規定による報告は、同条に規定する任意入院者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第二十條の四第一号に掲げる要件に該当する場合にあつては同号に規定する入院が行われた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に、同条第二号に掲げる要件に該当する場合にあつては同号に規定する入院が行われた日の翌日から起算して六月を経過した日の翌日から起算して一月以内に行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

山梨県公報号外

第七十五号

平成十八年十二月二十一日

二

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
病院名
管理者名

印

任意入院者の定期病状報告書

任意入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道府県	郡市区	町村区
任意入院年月日（第22条の3による入院）	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
		入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴（推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。特に、今回の入院時の経緯及び状態像については必ず記載すること。）	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去12月間の外泊の実績	I 不定期的 II 定期的 1 月単位 2 数箇月単位 3 盆又は正月 III なし			
過去12月間の治療の内容及びその結果				

並びに行動制限が行われたときはその必要性	
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
任意入院継続の必要性（通院へ変更ができない理由について具体的に記載すること。）	
今後の退院へ向けた取組	
現在の精神症状	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ）</p> <p>II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ）</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ）</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ）</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ）</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他（ ）</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ）</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ）</p>
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ） 4 その他（ ）
問題行動等	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ）
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態

	7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	署名
審査会の意見	
県の措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 初回入院期間及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 入院時より6月の間に開放処遇が制限された者の6月経過時の報告においては、「過去12月間」とあるのは「過去6月間」と読み替えること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

山梨県規則第五十九号

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。
平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の施行期日を定める規則
山梨県立あゆみの家設置及び管理条例（平成十八年山梨県条例第五十一号）の施行期日は、平成十九年一月一日とする。

山梨県規則第六十号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表児童家庭課の項に次の一号を加える。

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する事務	1 第五条第三項の規定による認定子ども園の認定の有効期間の更新		
	2 第八条第二項の規定による認定子ども園の運営に関する報告の徴収		
	3 第十一条第一項の規定による認定子ども園の認定又は認定の取消しに関する協議		

別表第二の三の表医務課の項第四号5中「療養病床」を「病床」に改め、同表健康増進課の項第六号中23を25とし、14から22までを16から24までとし、13を14とし、14の次に次のように加える。

15 第三十八条の三第五項の規定による精神医療審査会への審査の請求

別表第二の三の表健康増進課の項第六号12の次に次のように加える。

13 第三十八条の三第一項の規定による精神医療審査会への審査の請求

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の三の表医務課の項第四号5の改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県規則第六十一号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第四号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第十四条とする。
第八条を第十三条とする。

第七条中「第五条の七第四号」を「第五条の七第一項第四号」に改め、同条第三号中「（昭和三十一年法律第二百八十九号）」を「（昭和三十一年法律第七十九号）」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（有害興行の掲示）
第十一条 条例第六条第五項の規定による掲示は、第四号様式により行わなければならない。
（深夜営業施設の掲示）
第十二条 条例第十一条の二第二項の規定による掲示は、第五号様式により行わなければならない。

第六条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。
（自動販売機等登録簿の記載事項）

第九条 条例第五条の六第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出番号
 - 二 販売又は貸付けの別
 - 三 条例第五条の六第一項第四号に掲げる事項
 - 四 第七条第二項各号に掲げる事項
- 第五条第三項第四号中「前条第二項第四号」を「第二条第四号」に改め、同条を第七条とする。
- 第四条の見出しを「(自動販売機等管理者の設置義務のない自動販売機等)」に改め、同条第一項中「第五条の五第一項ただし書」を「第五条の五ただし書」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条とする。
- 第三条を第五条とし、第二条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。
- (有害図書類の包装の方法)
- 第四条** 条例第五条の二第一項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 ビニール袋等により有害図書類全体を覆うこと。
 - 二 有害図書類を伸縮しない材質のひもにより十字掛け又はたすき掛けにして縛ること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、有害図書類を容易に閲覧できない方法として知事が認める方法
- 第一条の次に次の一条を加える。
- (自動販売機等管理者の要件)
- 第二条** 条例第四条第六号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- 一 未成年者でないこと。
 - 二 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
 - 三 自動販売機等の設置場所と同一の市町村の区域内に住所を有していること。
 - 四 条例で定める自動販売機等管理者としての義務の履行に関し、自動販売業者から一切の権限を付与されていること。
- 別表中「(第七条関係)」を「(第十条関係)」に改める。
- 第一号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改める。
- 第二号様式及び第三号様式中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改める。
- 第四号様式中「(第9条関係)」を「(第14条関係)」に「5」次の「を」「7」次の「に」「に」を「いずれかに」「(5)」を「(7)」に改め、同様式を第六号様式とし、第三号様式の次に次の二様式を加える。

↑
40センチメートル以上
↓

ただ今上映中(上演中)の「」は、
青少年保護育成のための環境浄化に関する条
例により、青少年に観覧させてはならないと
指定されましたので、十八歳未満の方の立入
りをお断りします。

← 30センチメートル以上 →

- 注 1 「」に興行の題名を入れること。
2 日本工業規格Z8305に規定する72
ポイント以上の大きさの文字を用いること。

第5号様式(第12条関係)

↑

40センチメートル以上

↓

青少年保護育成のための環境浄化に関する条
例により、午後十一時から午前四時までの間は
保護者同伴の場合であっても十八歳未満の方の
立入りをお断りします。

← --- 30センチメートル以上 --- →

注 日本工業規格 Z 8305 に規定する 72
ポイント以上の大きさの文字を用いること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則第九条の規定により発行されている証明書は、この規則による改正後の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則第十四条により発行されたものとみなす。

山梨県規則第六十二号

山梨県の執務時間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県の執務時間に関する規則の一部を改正する規則

山梨県の執務時間に関する規則(平成元年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

山梨県規則第六十三号

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「の寄附行為」を「又は社会福祉法人(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第六条第二項に規定する認定こども園(同法第三条第二項の規定により認定を受けるものに限る。)を構成する幼稚園を設置するものに限る。次条及び第十一条において同じ。)の寄附行為又は定款」に改める。

第四条中「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

第十一条第一項中「属するもの」の下に「又は社会福祉法人」を加え、同条第二項中

「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

第一号様式中「の寄附行為」を「又は社会福祉法人の寄附行為又は定款」に改める。
第七号様式中「学校法人」を「学校法人又は社会福祉法人」に、「寄附行為」を「寄附行為又は定款」に改める。

第七号様式の三中「の寄附行為」を「又は社会福祉法人の寄附行為又は定款」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十四号

山梨県立大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立大学学則の一部を改正する規則

山梨県立大学学則(平成十七年山梨県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項の表を次のように改める。

学 部	学 科	学 生 定 員		
		入学定員	三年次編入学定員	収容定員
国際政策学部	総合政策学科	四十人	五人	百七十人
	国際コミュニケーション学科	四十人	五人	百七十人
人間福祉学部	福祉コミュニケーション学科	六十人	五人	二百五十人
	人間形成学科	二十人	五人	九十人
看護学部	看護学科	百人	五人	四百十人
合 計		二百六十人	二十五人	千九十人

第十条第一項中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に改める。

第十一条の見出しを「(職員の職務等)」に改め、同条第二項中「教授は」の下に「、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて」を加え、「及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

4 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

5 第十一條中第十三項を第十四項とし、第六項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。第二十六條を次のように改める。

(編入学)
第二十六條 県立大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者(学長が別に定める要件を満たすものに限る。)で、県立大学で定められた入学検定に合格し、かつ、学長が許可したものでなければならない。

一 大学を卒業した者

二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 専修学校の専門課程(修業年限が一年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

四 大学に二年以上在学し、所定の単位を修得し、退学した者

五 その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 編入学する年次は、三年次とする。

3 編入学する学生の在学期間は、第十九條第二項の規定にかかわらず、四年を超えることができない。

4 前三項に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第六十五号

山梨県消防賞じゆつ金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県消防賞じゆつ金条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県消防賞じゆつ金条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成十八年総務省令第百十号。以下「省令」という。)別表第一に定める障害等級による。

2 障害等級及び金額の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百二十五号。以下「政令」という。)第六条第五項から第八項まで(第六項第一号を除く。)及び省令第三条第二項の規定の例による。

別表第三備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考1中「障害の等級は、政令別表第三に定める障害の等級」を「障害等級は、省令別表第二に定める障害等級」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 障害等級及び金額の決定については、政令第六条第五項から第八項まで(第六項第一号を除く。)及び省令第三条第二項の規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県消防賞じゆつ金条例施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

山梨県規則第六十六号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表福祉保健部の部児童家庭課の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 認定こども園に関すること。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十七号

山梨県立看護大学短期大学部学則及び山梨県立看護大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立看護大学短期大学部学則及び山梨県立看護大学学則の一部を改正する規則

(山梨県立看護大学短期大学部学則の一部改正)

第一条 山梨県立看護大学短期大学部学則(平成七年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に改める。

第二十九条の見出し中「職務」を「職務等」に改め、同条第二項中「教授は」の下に「、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて」を加え、「及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

第二十九条第四項中「助教」を「准教授」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

第二十九条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(山梨県立看護大学学則の一部改正)

第二条 山梨県立看護大学学則(平成十年山梨県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に改める。

第三十条の見出し中「職務」を「職務等」に改め、同条第二項中「教授は」の下に「、

専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて」を加え、「及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

第三十条第四項中「助教」を「准教授」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

第三十条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県規則第六十八号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中

埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋	

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番